平成２４年（フ）第７６０号
神戸市中央区神若通１丁目１番19号　神若ハイツ201号
債務者　天井惠津子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４３号
名古屋市東区大松町７番21号
債務者　柴田　美子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２号
沖縄県名護市大東２丁目９番22―201号　山川アパート
債務者　比嘉　雄次
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第３８号
沖縄県名護市宇茂佐の森１丁目10番地８　メゾンシエル203号
債務者　伊良波幸平
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第４２号
沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋62番地の３
債務者　宮城　清美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第４３号
沖縄県名護市字真喜屋655番地　真喜屋第二市営住宅Ｂ棟201号
債務者　親川のぞみ
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第４４号
沖縄県名護市大東３丁目19番21―406号　静香マンション
債務者　謝花　吉信
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第４５号
沖縄県名護市字為又1220番地138　名桜ハウスＡ棟107号室
債務者　神田和加子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第２４５号
青森県東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢146番地10
債務者　鈴木　清春
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
青森県下北郡大間町大字大間字細間23番地116
債務者　菊田　克之
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
長崎県佐世保市権常寺町384番地８
債務者　渡邉　雅信
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１７４７号
横浜市鶴見区北寺尾１丁目16番10号　ときわハイム102
債務者　飯淵友理子（申立時の姓水野・旧姓濱木）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７５８号
神奈川県大和市福田４丁目16番地19
債務者　重岡　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８２７号
神奈川県綾瀬市小園1432番地13
債務者　大貫　　正
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８７３号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目３番４―603号
債務者　遠藤　裕久
成年後見人　谷村　朋子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８３号
神奈川県鎌倉市十二所805番地３　102
債務者　堀越　正子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５号
愛知県豊川市上野２丁目168番地　３Ｒみつば105号
債務者　菅原　泰晃
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部